

債務控除と葬式費用

未亡人(母親)のDさん

夫が残した借入金などがあり、相続税を払えるだけのお金が残るかどうか心配です。

債務の分だけ相続財産が減るということですか。どのような債務が控除できるのですか？

他にも何か、債務控除できるような費用などはあるのでしょうか。

それは助かります！ 夫の葬儀も結構な費用がかかりましたから。

債務控除について、他に何か気を付けることはありますか？



相談役のO氏

相続税の計算上「**債務控除**」という制度があり、**被相続人が残した借入金などの債務を遺産総額から差し引くことができます。**

被相続人が死亡したときにあった債務で確実に認められるものが控除可能です。ほかにも、被相続人に課される税金で、被相続人の死亡後納付又は徴収されることになった所得税などは、被相続人が死亡したときに確定していないものであっても、債務として差し引くことができます。ただし、相続人としての責任に基づいて納付又は徴収されることになった延滞税や加算税などは控除できないためご注意ください。

「**葬式費用**」が債務控除に含まれます。葬式費用は被相続人の債務ではありませんが、被相続人が死亡したときに必然的に発生する費用であり、一般的に相続財産からその支払いが行われるものです。そのため、相続税の計算上債務と同様に特定の葬式費用を遺産総額から差し引くことができます。

債務控除を受けられるのは**その債務などを負担することになる相続人または包括受遺者**(財産の一部または全部の遺贈を受ける人をいいます)のみとなります。負担者となる相続人等であっても、外国居住者などの場合は控除を受けられない点も注意が必要です。

個別に注意すべき点としてまず、香典は被相続人の相続財産でなく直接喪主の財産となるため、相続税の対象となりません。よって、香典に対する返礼である**香典返し**も相続財産とは関係せず、葬儀費用に含まれません。

墓石や墓地などは、前提として、相続税の対象とならない非課税財産となります。それらに対する購入費用などは、たとえ被相続人が生前に墓を建てていたとしても、葬式費用に含まれません。位牌や墓石の彫刻にかかる費用も同様に葬式費用とならないため注意しましょう。

葬式費用に含まれない費用の例示

- ・初七日を過ぎて法事のためにかかった費用
- ・墓碑・墓地の購入費用、墓地の借入費用、納骨のためにかかった費用
- ・遺体解剖費用などの法医学に要する費用